



和歌山市

おくやみハンドブック

～ご遺族の手続きのご案内～

この度のご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。
今後、市役所内外で様々な手続きが必要となってまいります。

亡くなられた方により必要な手続きは異なりますが、本冊子では、亡くなられた後の各種手続きのうち、主なものを掲載しております。

本冊子をご一読いただき、ご利用ください。



もくじ

おくやみコーナーについて	P 1
市役所での手続きチェックリスト	P 2, 3
市役所での手続き	P 4～8
保険	P 4
年金・介護保険	P 5
障害者福祉・高齢者福祉	P 6
こども	P 7
市営住宅・税金	P 8
その他市役所での手続き	P 9, 10
委任状、委任状の記載例	P 11, 12
市役所以外での主な手続き	P 13
戸籍謄本等の請求について	P 14
死亡届の写しの請求について／法律相談窓口のご案内	P 15
市役所（1階・2階）フロア案内／庁舎外地図	P 16～18

●よくある質問

Q1 死亡の記載がされた戸籍謄本はいつ交付してもらえますか？

A1 死亡届提出後、**7～10日程**で交付可能となります。本籍地以外に死亡届を提出した場合**2～3週間**程かかることがあります。詳しくは**14ページ**を参照下さい。

Q2 故人のマイナンバーカードや印鑑手帳(わかやまカード)はどうしたらいいですか？

A2 亡くなられた後は使えなくなりますので、市役所に**返還する必要はありません。**マイナンバーカードに関しては、故人のマイナンバーを確認するため必要になる場合がありますので、当面の間はご遺族の手元に置いておくことをお勧めします。
※故人のマイナンバー入りの住民票は発行できません。

Q3 故人の健康保険証や介護保険被保険者証等が見つからなくても手続きできますか？

A3 紛失の場合も**手続き可能です。**各課での手続きの際、その旨お申し出ください。

おくやみコーナーについて

和歌山市では、ご親族が亡くなられた後の様々な手続きに対するご遺族の負担が少しでも軽くなるよう、市役所内の手続きをご案内させていただく「おくやみコーナー」を設置しています。

**おくやみコーナーは事前予約制です。
予約受付後、市役所内での手続きをお調べする期間をいただきますので
3開庁日前までにインターネットまたは電話でご予約ください。**

窓口をご利用 いただける日時	月～金曜日（祝日、年末年始等市役所の閉庁日は除く） 午前10時～午後5時 ※予約いただいた方の最終案内は午後3時です
予約枠数	1日11枠 (午前10時の枠から午後3時の枠まで30分刻みで1組ずつご案内します)
設置場所	和歌山市役所本庁舎1階 市民課3番窓口(16ページフロア案内の⑧)
ご利用対象者	死亡時に和歌山市に住民票があった方のご遺族
ご利用の流れ	<ol style="list-style-type: none">インターネットまたは電話で予約していただきます。このとき、亡くなられた方とご遺族の氏名、生年月日、住所等を伺います。おくやみコーナーにお越しになるまでに、おくやみコーナー担当者から、各課窓口での手続きに必要なものをメールまたは電話でご連絡いたします。来庁当日、おくやみコーナーで手続き一覧表や必要な情報を印字した申請書等をお渡しし、担当課をご案内いたします。その後、各課窓口にて手続きを行っていただきます。
予約方法 <u>※ご利用の 3開庁日前までに ご予約ください</u>	<p>【インターネットで予約】</p>  <p>←こちらのQRコードまたは和歌山市ホームページからご予約ください(ページ番号：1043587参照) 24時間予約可能です</p> <p>【電話で予約】専用ダイヤル <u>073-435-1312</u> 受付時間 午前9時～午後5時 (土日祝日、年末年始等市役所の閉庁日は除く)</p>
当日必要なもの	こちらのおくやみハンドブック、来庁される方の本人確認書類 各課手続きに必要なものは事前におくやみコーナーからご連絡いたします
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none">手続きの内容がそれぞれ異なるため、実際の手続きは各課担当窓口で行っていただきます。亡くなられた後の手続きは、おくやみコーナーを予約せずとも進めていただくことができます。手続きをお急ぎの場合は、こちらのハンドブックで必要な手続きや必要なものを確認いただき、直接、各課担当窓口へお越しください。亡くなられた方の状況に応じて手続きをご案内いたしますが、手続きの内容によってはこちらのコーナーで全てご案内できない場合があります。

市役所での手続きチェックリスト

死亡届提出後、亡くなられた方が下記に該当される場合は手続きが必要です。

(火葬がお済みでしたら死亡届の提出は済んでいます。)

※亡くなられた方の状況について、主要な手続きを載せています。すべての手続きを網羅しているものではありません。

	亡くなられた方の状況をご確認ください	チェック欄	担当/フロア図での場所	参照ページ
保 險	国民健康保険に加入されている方	<input type="checkbox"/>	国保年金課 本庁舎 1階/16ページⒶ	4
	後期高齢者医療制度に加入されている方(75歳以上の方または65歳以上75歳未満で一定の障害があり、広域連合の認定を受けた方)	<input type="checkbox"/>	保険総務課 東庁舎 1階/16ページⒼ	
年 金	年金を受給中、年金に加入中の方(60歳以上で年金を受給していない方を含む)	<input type="checkbox"/>	国保年金課 本庁舎 1階/16ページⒶ	5
	死亡された方に扶養されていた20歳以上60歳未満の配偶者(第3号被保険者の方)	<input type="checkbox"/>		
介 護 保 險	65歳以上または要介護認定・要支援認定を受けている方	<input type="checkbox"/>	介護保険課 東庁舎 2階/17ページⓁ	5
	高額介護サービス費等の支給を受けている方	<input type="checkbox"/>		
障 害 者 福 祉	身体障害者手帳・療育手帳・重度心身障害児者医療費受給者証をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	障害者支援課 東庁舎 1階/16ページⒽ	6
	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当を受給している方	<input type="checkbox"/>		
	障害福祉サービス等を受給している方	<input type="checkbox"/>		
福 祉 高 齢 者	元気70パス・老人優待利用券をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	高齢者・地域福祉課 東庁舎 2階/17ページⓀ	6
	緊急通報システム(無料)を利用されている方	<input type="checkbox"/>		
こ ど も	児童手当・児童扶養手当を受給している方	<input type="checkbox"/>	こども家庭課 東庁舎 2階/17ページ①	7
	こども医療費助成を受給している方	<input type="checkbox"/>		
	ひとり親家庭等医療費助成を受給している方	<input type="checkbox"/>		
	【配偶者が亡くなりひとり親になった場合】18歳以下の児童を養育する保護者の方	<input type="checkbox"/>		
	保育所(園)・こども園を利用している方	<input type="checkbox"/>	保育こども園課 東庁舎 2階/17ページ①	

	亡くなられた方の状況をご確認ください	チェック欄	担当/フロア図での場所	参照ページ	
住 市 宅 営	市営住宅の名義人である方、同居者の方	<input type="checkbox"/>	住宅第1課、2課 (本庁舎8階)	8	
税 金	原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカーの登録をしている方	<input type="checkbox"/>	市民税課		
	個人市民税・県民税・森林環境税が課税である方	<input type="checkbox"/>	本庁舎2階/17ページ④		
	市内に固定資産を所有している方、納稅義務者となっている方（年内に相続登記が完了されない方）※後日郵送での手続き	<input type="checkbox"/>	資産税課 本庁舎2階/17ページ⑤		
	亡くなられた方名義の口座から市税の口座振替をしている方	<input type="checkbox"/>	納稅課 本庁舎2階/17ページ⑥		
下 水 道	水道・下水道を使用されている方	<input type="checkbox"/>	水道料金センター ワーチビル1階/18ページ⑦	9	
汲 取 式 清 化 便 槽	浄化槽の管理者の方	<input type="checkbox"/>	浄化衛生課 (本庁舎7階)		
	し尿汲取手数料・浄化槽清掃料金を口座振替で支払いされている方	<input type="checkbox"/>			
福 祉 (保 健 所)	特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	保健対策課 和歌山市保健所 18ページ⑧		
	難病患者で、福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証をお持ちの方	<input type="checkbox"/>			
	被爆者健康手帳をお持ちの方	<input type="checkbox"/>			
	重度心身障害児者医療費受給者証（精神障害者手帳1級の方）、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方	<input type="checkbox"/>			
	精神障害のある方で、福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証をお持ちの方	<input type="checkbox"/>			
	福祉タクシー利用券、公衆浴場回数券、福祉バスカードをお持ちの方	<input type="checkbox"/>			
墓 市 地 営	市営墓地(今福靈園)を使用されている方	<input type="checkbox"/>	保険総務課 東庁舎1階/16ページ⑨	10	
農 地	農地をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	農業委員会事務局 アラスカビル3階 18ページ⑩		
森 林	森林をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	農林水産課 (本庁舎8階)		
犬	犬の飼い主の方	<input type="checkbox"/>	動物愛護管理センター		

市役所での手続き

委

マークについて・・・こちらのマークがついている手続きは、**本冊子1 1ページの委任状**を使用し、代理人が手続きできるものです。マークがついていない手続きについては、原則、委任状不要となっていますが、その方の状況によって専用の委任状が必要となる場合があります。
※年金に関する手続きは、**専用の委任状**が必要です。

【保険】

国民健康保険に加入されている方

● 国民健康保険資格の喪失

必要なもの

- ① 埋火葬許可証または死亡診断書（写）
- ② 亡くなられた方の国民健康保険証
(亡くなられた方が世帯主の場合は世帯員全員の国民健康保険証)
- ③ 届出人の本人確認ができるもの
- ④ 世帯主と脱退される方のマイナンバーがわかるもの

委

期限

原則亡くなった日から14日以内

担当窓口 16ページⒶ

国保年金課 資格賦課班

(本庁舎1階8番窓口) TEL 073-435-1057

※未納の保険料もしくは還付金がある場合は

国保年金課収納班 (TEL 073-435-1214)

へお問合せください。

● 葬祭費の支給申請

必要なもの

- ① 葬儀を行った方(喪主等)の金融機関の通帳
- ② 埋火葬許可証または死亡診断書（写）
- ③ 葬儀の領収書、請求書、会葬礼状等の原本またはそのコピー（葬儀を行った方の氏名や葬儀の執行日が確認できるもの）
- ④ 届出人の本人確認ができるもの

期限

葬儀を行った日の翌日から2年

担当窓口 16ページⒶ

国保年金課 保険給付班

(本庁舎1階6番窓口) TEL 073-435-1215

※妊娠12週（85日）以降流産・死産された

場合、一時金が支給されます。

後期高齢者医療制度に加入されている方

● 資格の喪失及び被保険者証等の返還

必要なもの

後期高齢者医療被保険者証
(限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの方は、それらの証)

期限

亡くなった日から

14日以内

(期限後でも

手続き可能)

担当窓口 16ページⒼ

保険総務課

(高齢者医療班)

(東庁舎1階)

TEL 073-435-1062

● 葬祭費の支給申請

必要なもの

- ① 葬儀を行った方(喪主等)の金融機関の通帳
- ② 埋火葬許可証または死亡診断書（写）
- ③ 葬儀の領収書、請求書、会葬礼状等の原本またはそのコピー(葬儀を行った方の氏名が確認できるもの)

期限

葬儀を行った日

の翌日から2年

【年 金】

年金を受給中、年金に加入中の方

(60歳以上で年金を受給していない方を含む)

- 亡くなった方及びその配偶者の年金の状況から必要な手続きや請求先をご案内します

※厚生年金を受給中又は加入期間があった場合は年金事務所 (**和歌山東年金事務所 TEL 073-474-1841**)

共済年金を受給中又は加入期間があった場合は各共済組合へご確認をお願いします。

必要なもの

- ① 窓口へ来られる方の本人確認書類
(運転免許証、マイナンバーカード等)
- ② 亡くなられた方とその配偶者の基礎年金
番号がわかるもの
(年金証書、年金手帳、基礎年金番号通知書等)
- ③ 死亡診断書（写）等

期限

手続きによって時効(2年または5年)
が異なります。

担当窓口 16ページⒶ

国保年金課 国民年金班
(本庁舎1階10番窓口)
TEL 073-435-1055

※別紙委任状(**年金用**)が必要となる場合があります(和歌山市HPページ番号：1001528参照)

死亡された方に扶養されていた20歳以上60歳未満の配偶者 (第3号被保険者の方)

● 第1号被保険者への種別変更

必要なもの

- ① 窓口へ来られる方の本人確認書類
(運転免許証、マイナンバーカード等)
- ② 基礎年金番号がわかるもの
(基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書等)
- ③ 資格喪失証明書または死亡診断書（写）等
- ④ **年金用**の委任状（同世帯以外の方が来られる場合）

期限

亡くなった日から14日以内
(期限後でも手続き可能)

担当窓口 16ページⒶ

国保年金課 国民年金班
(本庁舎1階10番窓口)
TEL 073-435-1055

【介 護 保 险】

65歳以上または要介護認定・要支援認定を受けている方

● 介護保険の資格喪失

必要なもの

- ① 介護保険被保険者証
- ② 介護保険負担割合証
- ③ 介護保険負担限度額認定証
- ④ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証

※②～④は該当する場合のみ必要

期限

亡くなった日から14日以内
(期限後でも手続き可能)

担当窓口 17ページ①

介護保険課（東庁舎2階3,4番窓口）
TEL 073-435-1334

● 高額介護サービス費等の口座変更 (高額介護サービス費等の支給を受けている方のみ)

必要なもの

相続人の口座情報

※成年後見人等、三親等以内の親族以外が

口座登録する場合は、別途書類の提出が必要

期限

最終サービス提供月から2年以内

担当窓口 17ページ①

介護保険課（東庁舎2階3,4番窓口）
TEL 073-435-1190

【障害者福祉】

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方

- 身体障害者手帳・療育手帳の返還

必要なもの

身体障害者手帳・療育手帳

重度心身障害児者医療費受給者証をお持ちの方

- 重度心身障害児者医療費受給者証の返還

必要なもの

重度心身障害児者医療費受給者証

特別障害者手当等を受給している方

- 受給資格の喪失、未支給手当がある場合の支給申請

▶ 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の場合

必要なもの

- ① 印鑑（認印可）
- ② 振込先口座のわかる通帳
- ③ 生計同一証明書（住民票が別の場合）

▶ 特別児童扶養手当の場合

必要なもの

- ① 死亡届（死亡を証する書類）
- ② 特別児童扶養手当証書
- ③ 振込先口座のわかる通帳（対象児童のもの）
- ④ マイナンバーがわかるもの（亡くなった方、対象児童のもの）

期限

なるべく早く

担当窓口

16ページ⑧

障害者支援課
(東庁舎1階)

TEL

073-435-1060

障害福祉サービス等を受給している方

- 受給資格の喪失

▶ 障害福祉サービスの場合

必要なもの

交付を受けていた受給者証

▶ 障害児者外出支援事業サービスの場合

必要なもの

- ① 福祉バスカード（返還届必要）
- ② 公衆浴場回数券、福祉タクシー利用券

【高齢者福祉】

(返還届不要)

元気70バス・老人優待利用券をお持ちの方

- 元気70バス・老人優待利用券の返還

バスカード交付証明書の交付（チャージ機能利用の場合、和歌山バスでの払戻し時に必要）

必要なもの

元気70バス・老人優待利用券

担当窓口 17ページ⑨

期限

すみやかに

高齢者・地域福祉課（東庁舎2階）

※元気70バスは市内在住満70歳以上、老人優待

TEL 073-435-1063

利用券は市内在住満65歳以上の方が交付対象です。

または各支所・連絡所(返還のみ対応)

緊急通報システム（無料）を利用されている方

- 緊急通報システムを撤去する必要があります。

問い合わせ先

利用している各警備会社

セコム（TEL 073-422-9101）、総合警備保障（TEL 0120-86-7799）

【こども】

児童手当を受給している方とその配偶者、対象の児童

- 児童手当の消滅、新たに申請する場合の認定請求、給付額の改定等

委

<u>必要なもの</u> (受給している方が亡くなられた場合)	<u>期限</u> 亡くなった日の翌日から 15 日以内
① 新しく申請される方の健康保険証	<u>担当窓口</u> 17ページ①
② 申請者名義の通帳またはキャッシュカード	こども家庭課 こども福祉班
③ 児童手当対象児童名義の通帳またはキャッシュカード	(東庁舎 2 階) TEL 073-435-1219

※認定請求や給付額改定の申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなります。

※配偶者・対象の児童が亡くなられた場合は、必要なものはなく、手続きのみとなります。

こども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成を受給している方

- 資格の喪失、保護者の変更（保護者の変更はこども医療費助成のみ）

委

<u>必要なもの</u>	<u>期限</u> すみやかに
こども医療費受給資格証	<u>担当窓口</u> 17ページ①
子どもの健康保険証	こども家庭課 (東庁舎 2 階)
ひとり親家庭等医療費受給者証	こども福祉班、家庭福祉班 TEL 073-435-1219

児童扶養手当を受給している方、対象の児童とその扶養義務者

- 資格の喪失、手当額の改定、支給の停止等

<u>必要なもの</u>	<u>期限</u> すみやかに
その方の状況により異なりますので、詳しい内容は担当窓口でご案内します。	<u>(遅れた分だけ返還金が発生する場合があります)</u>
※配偶者の死亡によりひとり親となり、18歳以下の児童を養育する保護者の方は、ひとり親家庭等医療費助成制度の対象者となります。	<u>担当窓口</u> 17ページ①
※小中学生の父または母が交通事故等により亡くなられた場合は「がんばれ預金」の対象者となります。	こども家庭課 家庭福祉班 (東庁舎 2 階) TEL 073-435-1219

保育所(園)・こども園の利用者とその保護者の方

- 世帯構成の変更・利用資格の喪失

委

<u>必要なもの</u>	<u>期限</u> すみやかに
変更届	<u>担当窓口</u> 17ページ①
退所届	保育こども園課 入所認定班 (東庁舎 2 階) TEL 073-435-1064

【市営住宅】

市営住宅の名義人である方、同居者の方

- 名義の変更、異動届の提出、退去手続き等

委

必要なもの

入居状況により必要書類が異なります。

期限 すみやかに

詳しい内容は担当窓口にお問い合わせください。

担当窓口 住宅第1課、住宅第2課

(本庁舎8階)

※住宅第1課管理の市営住宅については、和歌山県住宅供給公社
(酒直ビル1階 TEL 073-494-7471) にお問い合わせください。

TEL 073-435-1098 (1課)

073-435-1103 (2課)

【税 金】

原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカーの登録をしている方

- 名義変更または廃車

必要なもの

① 標識（ナンバープレート）

期限 すみやかに

（名義変更に伴い標識を変更しない場合は不要） [17ページ◎](#) TEL 073-435-1035

② 標識交付証明書

担当窓口 市民税課（本庁舎2階2番窓口）

③ 窓口へ来られる方の本人確認書類（運転免許証等）

※市外の方に名義変更する場合は担当

窓口までご連絡ください。

個人市民税・県民税・森林環境税が課税である方

- 相続人の代表者（変更）届出

期限 すみやかに

委

必要なもの 窓口へ来られる方の本人確認書類

担当窓口 市民税課（本庁舎2階4番窓口）

（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）

[17ページ◎](#) TEL 073-435-1036

市内に固定資産を所有している方、納稅義務者となっている方

- 固定資産の現所有者申告

後日、同一世帯のご家族または死亡届出人宛てに申告書が送付されます。

相続人で協議し、記載されている提出期限までに申告をお願いいたします。

担当窓口 [17ページ◎](#)

※市外に住民票がある方が亡くなられた

資産税課（本庁舎2階5番窓口）

場合は、担当窓口までご連絡ください。

TEL 073-435-1037

亡くなられた方名義の口座から市税※の口座振替をしている方

- 口座振替の停止または変更

※対象の市税は以下のとおりです

固定資産税・都市計画税、市県民税・森林環境税（普通徴収）、軽自動車税（種別割）

必要なもの

その方の状況により異なりますので

期限 すみやかに

担当窓口までお問合せください。

担当窓口 納稅課（本庁舎2階6番窓口）

[17ページ◎](#) TEL 073-435-1038

その他の市役所での手続き

手続きが必要な対象者	主な手続き	期限	問い合わせ先
水道・下水道を使用されている方	水道・下水道使用者の変更または使用中止手続き (お客様番号がわかるお知らせ等をご用意ください)	すみやかに	水道料金センター 和歌山市七番丁16番地 ワイチビル1階/18ページ◎ TEL 073-435-1298
浄化槽の管理者の方	管理者の変更、使用廃止、使用休止等の届出	変更、廃止、休止の日から30日以内	浄化衛生課（本庁舎7階） TEL 073-435-1067
し尿汲取手数料・浄化槽清掃料金を口座振替で支払いされている方	口座振替の取消または引き落とし口座の変更	すみやかに	和歌山市環境サービスセンター（本庁舎7階 浄化衛生課内） TEL 073-435-1163
特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方	受給者証の返還	医療費の支払い完了後	
難病患者で、福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証をお持ちの方		すみやかに	保健対策課 難病対策グループ 保健所2階7番窓口/18ページ◎ 和歌山市吹上5丁目2番15号 TEL 073-488-5116
被爆者健康手帳をお持ちの方	被爆者健康手帳、手当証書（受給者のみ）、原爆症認定証（医療特別手当受給者のみ）の返還		
重度心身障害児者医療費受給者証をお持ちの方 (精神障害者手帳1級の方)	受給者証の返還	医療費の支払い・医療費及び入院時食事療養費還付申請完了後	保健対策課 こころの医療福祉グループ 保健所2階8番窓口/18ページ◎ 和歌山市吹上5丁目2番15号 TEL 073-488-5163
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳の返還	すみやかに	
自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方	受給者証の返還		

その他の市役所での手続き

手続きが必要な対象者	主な手続き	期限	問い合わせ先
精神障害のある方で、福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証をお持ちの方	受給者証の返還		保健対策課 こころの医療福祉グループ 保健所 2階 8番窓口/18ページ◎ 和歌山市吹上 5丁目 2番15号 TEL 073-488-5163
福祉タクシー利用券、公衆浴場回数券、福祉バスカードをお持ちの方	福祉タクシー利用券、公衆浴場回数券、福祉バスカードの返還	すみやかに	
市営墓地（今福靈園）を使用されている方	<p>使用権承継の手続き</p> <p><u>必要なもの</u></p> <p>①墓地使用権承継申請書 ②新たに使用者となる方の戸籍謄本 ③新たに使用者となる方の印鑑登録証明書（原本） ④現使用者の死亡の事実が確認できる公的機関発行の書類（火葬許可証、戸籍謄本等） ⑤現使用者と新たに使用者となる方の続柄が分かる戸籍謄本 ⑥今福靈園使用許可証 ※新たに使用者となる方が承継対象筆頭者ではない場合は以下の書類も必要です。 ・承継対象筆頭者の使用権承継同意書 ・承継対象筆頭者の印鑑登録証明書（原本）</p>	すみやかに	保険総務課（総務企画班） (東庁舎 1階/16ページ◎) TEL 073-435-1069
農地を相続登記された方	農地法第3条の3第1項の規定による届出	相続登記完了後すみやかに	農業委員会事務局 和歌山市七番丁11-1 アラスカビル3階/18ページ◎ TEL 073-435-1147
和歌山市内の森林※を相続された方 ※県の策定する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。	<p>森林の土地の所有者届出</p> <p><u>必要なもの</u></p> <p>①森林の土地の所有者届出書 (農林水産課で配布。和歌山市ホームページでも様式をダウンロードできます。) ②当該土地の位置を示す地図 ③当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面</p>	所有者となつた日から90日以内	農林水産課 農林・鳥獣害対策班 (本庁舎 8階) TEL 073-435-1049
犬を譲り受けられた方	飼い主の変更 (元の飼い主から「犬鑑札」を譲り受けておいてください)	飼い主になつてから30日以内	動物愛護管理センター 和歌山市松江東3丁目2番63号 TEL 073-488-2032

委任状

市役所での死亡に関する手続き用

令和 年 月 日

(あて先) 和歌山市長

代理人 (窓口に 来られる方)	住所				
	氏名				
	生年月日	明・大・昭・平	年	月	日
	電話番号		委任者と の関係		

※代理人の方は、本人確認が必要ですので、本人確認資料（マイナンバーカード、運転免許証等）をご持参ください。

私は上の者を代理人と認め、次の事項を委任します。

の死亡に伴う

- _____ に関すること。
 _____ に関すること。
 _____ に関すること。
 住民票の写し、戸籍謄本、戸籍の附票の交付申請及び受領 に関すること。
　　→ 住民票の写し(除票) 各_____通 戸籍謄本(除籍・改製原戸籍を含む)各_____通
　　戸籍の附票 各_____通 その他の証明書()各_____通

委任者	住所				
	氏名	印			
	生年月日	明・大・昭・平	年	月	日
	電話番号		亡くな れた方と の関係		

《注意》

委任状は、すべて委任者が記入、押印し、原本を各課窓口へ持参してください。

委任者が疾病等のために代筆する場合は、代筆者氏名と代筆理由をご記入ください。

代筆者氏名 _____ 代筆理由 _____

委任する内容はなるべく具体的にご記入ください。

各種手続や証明書交付には、委任者が相続人であることが確認できる書類を求められる場合がありますので、各受付窓口へお問い合わせください。

記載例

委任状

市役所での死亡に関する手続き用

令和 6 年 7 月 8 日

(あて先) 和歌山市長

委任状を作成した日を記入

代理人 (窓口に 来られる方)	住所	和歌山市七番丁23番地	
	氏名	和歌山 太郎	
	生年月日	明・大・昭平 34 年 5 月 6 日	
	電話番号	090-1234-5678	委任者との関係 長男

※代理人の方は、本人確認が必要ですので、本人確認資料（マイナンバーカード）をご持参ください。

委任者からみた関係を記入

私は上の者を代理人と認め、次の事項を委任します。

和歌山 一郎 の死亡に伴う

- 委任する事項について、具体的に手続内容を記入ください。 すること。
 例) 和歌山市国民健康保険資格の喪失 すること。
 個人市民税・県民税の相続人の代表者（変更）届出 すること。
 住民票の写し、戸籍謄本、戸籍の附票の交付申請及び受領 すること。
　　→ 住民票の写し(除票) 各 1 通 戸籍謄本(除籍・改製原戸籍を含む)各 2 通
　　戸籍の附票 各 1 通 その他の証明書()各 通

必要な通数を記入

委任者	住所	和歌山市吹上5丁目2番15号	
	氏名	和歌山 花子 	
	生年月日	明・大・昭平 10 年 11 月 12 日	
	電話番号	080-9876-5432	亡くなられた方との関係 妻

《注意》

亡くなられた方からみた関係を記入

委任状は、すべて委任者が記入、押印し、原本を各課窓口へ持参してください。

委任者が疾病等のために代筆する場合は、代筆者氏名と代筆理由をご記入ください。

代筆者氏名 _____ 代筆理由 _____

委任する内容はなるべく具体的にご記入ください。

各種手続や証明書交付には、委任者が相続人であることが確認できる書類を求められる場合がありますので、各受付窓口へお問い合わせください。

市役所以外での主な手続き

対象	主な手続き	問い合わせ先
軽自動車（軽四輪、軽三輪）	名義変更、廃車等	軽自動車検査協会 和歌山事務所 TEL 050-3816-1846
普通自動車、軽二輪・小型二輪（125ccを超えるバイク）	名義変更、廃車等	和歌山運輸支局 TEL 050-5540-2065
県営住宅関係	県営住宅の承継承認、退去の申請	和歌山県住宅供給公社 TEL 073-425-6885
国税関係	相続税に関すること 所得税・消費税申告に関すること	和歌山税務署 TEL 073-424-2131
不動産登記関係	土地・家屋等移転登記に関すること	和歌山地方法務局 TEL 073-422-5131
遺言書	開封、検認	
相続放棄	相続放棄の申立	和歌山家庭裁判所 TEL 073-428-9959
遺産分割協議	遺産分割協議の申立	
預貯金口座	口座の凍結、相続等	各金融機関
株式等	株式の名義変更等	各証券会社等
生命保険	死亡保険金、入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社または代理店
損害保険	名義変更、解約等	加入していた損害保険会社または代理店
簡易保険	死亡保険金、死亡給付金の請求等	かんぽコールセンター TEL 0120-552-950
固定電話	名義変更、解約等	▶ NTT西日本の場合 TEL 局番なし116（固定電話から） 0800-2000116（携帯電話から） ▶ NTT西日本以外の場合は各契約会社
インターネット	名義変更、解約等	各契約会社
ケーブルテレビ	名義変更、解約等	各契約会社
NHK受信契約	名義変更、解約等	NHKふれあいセンター TEL 0120-151515
電気・ガス	名義変更、解約等	各契約会社
クレジットカード	解約等	各契約会社
運転免許証	運転免許証の返納	県内の各警察署または交通センター
在留カード、特別永住者証明書	在留カード、特別永住者証明書の返納	大阪出入国在留管理局 和歌山出張所 TEL 073-422-8778
パスポート	パスポートの返納	和歌山県パスポートセンター TEL 073-436-7888

戸籍謄本等の請求について

死亡届が提出されることにより、戸籍に死亡の記載がなされ、住民票が消除されます。

戸籍の記載には十分な審査が必要であり、本籍地に死亡届を提出した場合は、届出内容が戸籍に反映されるまで、**7～10日程度**かかります。本籍地以外に死亡届を提出した場合は、死亡届を受理した市区町村が本籍地に通知し、本籍地で死亡の記載をしますので、**2～3週間程度**かかることがあります。

戸籍の請求先については、戸籍証明書等の広域交付が始まったことにより、本籍地が和歌山市以外でも戸籍証明書等の請求が可能になりました。広域交付で戸籍を請求する場合と、和歌山市の戸籍を請求する場合では請求の条件が異なりますので、ご注意ください。

本籍地が和歌山市内の戸籍謄本等の請求について

委

※受付時間

平日午前8時30分から午後5時15分

請求できる方

亡くなられた方と同一戸籍にある方、亡くなられた方の配偶者及び直系の親族（父母や子、孫等）

※上記以外の方が請求する場合、原則、上記の方からの委任状が必要となります。

※きょうだいは傍系の親族であり、直系の親族ではありません。婚姻や養子縁組等で父母の戸籍から除籍し、別戸籍になったきょうだいが請求する場合は、原則、委任状が必要です。

請求に必要なもの

窓口にお越しになる方の本人確認書類（顔写真がない書類の場合は2点必要です）

本籍地が和歌山市外の戸籍証明書等の請求について（広域交付）

※広域交付の受付時間

平日午前9時から午後4時30分

請求できる証明書の種類

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）・除籍全部事項証明書（除籍謄本）・改製原戸籍謄本

請求できる方

亡くなられた方と同一戸籍にある方、亡くなられた方の配偶者及び直系の親族（父母や子、孫等）

※上記以外の方は請求できません。委任状による代理請求もできません。

請求に必要なもの

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等の官公署発行の顔写真付きの本人確認書類

※健康保険証、年金手帳、学生証等の複数提示での受付はできません。

注意事項

- 一部事項証明書、個人事項証明書、戸籍の附票及びコンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍は広域交付の対象外です。
- システムの都合上、発行に時間がかかったり本籍地への請求をお願いしたりする場合があります。

住民票の除票の請求について

委

※受付時間

平日午前8時30分から午後5時15分

死亡届が提出されることで、亡くなられた方の住民票は除票となります。住民票の除票は、請求者が相続人等の利害関係人であり、請求理由と提出先が明らかな場合に限り発行することができます。同一世帯の方が請求者であっても発行できない場合がありますので、ご注意ください。住民票の除票を保険の受取のために請求する場合は、保険の受取人であることが分かる疎明資料が必要です。

また、請求者が直系の親族または相続人であっても委任状が必要な場合があります。請求者と亡くなられた方の関係が和歌山市の戸籍等で確認できない場合、関係が分かる資料（戸籍謄本や埋火葬許可証等、コピーも可）が必要となります。詳しくは、お問い合わせください。

«お問い合わせ先» ご不明点がございましたら、事前にお問い合わせをお願いします。

和歌山市役所本庁舎1階 市民課/16ページ⑧ 証明班 Tel 073-435-1310 戸籍班 Tel 073-435-1028

死亡届の写しの請求について

委

死亡届の写しは、法律の制限により原則非公開ですが、次の特別な事由がある場合に限り、請求の理由を明らかにして交付請求することができます。

- 遺族年金、遺族厚生年金、遺族共済年金等の請求

- 郵便局簡易保険の死亡保険金(郵政民営化前の契約で証書上の保険金額が100万円を超えるもの) 等

請求先 死亡届の提出先の市区町村もしくは亡くなられた方の本籍地の市区町村

請求できる方 死亡届の届出人や亡くなられた方の親族等の利害関係人であって、かつ特別な事由がある方 ※保険金の受取人であっても利害関係人でない場合は、委任状が必要となります。

必要なもの 簡易保険証書の原本・年金証書の原本など受取人であることが分かることの窓口に来られる方の本人確認書類

«お問い合わせ先» ご不明点がございましたら、事前にお問い合わせをお願いします。

和歌山市役所本庁舎 1階 市民課/16ページ⑧ 証明班 Tel 073-435-1310

法律相談窓口のご案内

市民相談センターでは、日常生活から生じる問題でお困りの時に、解決方法を助言しています。

相談の種別・担当	相談内容	相談日	受付時間等
相談専門員による法律相談	金銭問題、離婚、相続、借地・借家、相隣、DV、損害賠償など	月曜～金曜日	午前9時～午後4時
相談専門員による交通事故相談	示談の進め方、損害賠償、自動車保険関係など	月曜～金曜日	午前9時～午後4時
弁護士による法律相談	民事関係の法律全般	毎週月曜日 午後1時～	電話予約制：定員10名 相談日前週の木曜日午前9時から受付相談時間は30分以内
司法書士による民事相談	相続など不動産登記、成年後見、140万円以下の金銭問題、民事トラブルなど	毎月 第2水曜日 午後1時～	電話予約制：定員8名 相談日前週の水曜日午前9時から受付 相談時間は30分以内
弁護士による交通事故相談	示談の進め方、損害賠償、自動車保険関係など	毎月 第3水曜日 午後1時～	電話予約制：定員5名 相談日前週の水曜日午前9時から受付 相談時間は30分以内
税理士による税務相談	所得税、相続税、贈与税など税金全般	毎月 第4水曜日 午後1時～	電話予約制：定員12名 相談日前週の水曜日午前9時から受付 相談時間は30分以内

▶相談は無料です。秘密は厳守します。 ▶相談は和歌山市民に限ります。

▶弁護士による法律相談は年度内（4月～翌3月）2回までです。

▶相談は原則来所となります。相談方法や予約日など変更になる場合がありますので、お問い合わせください。

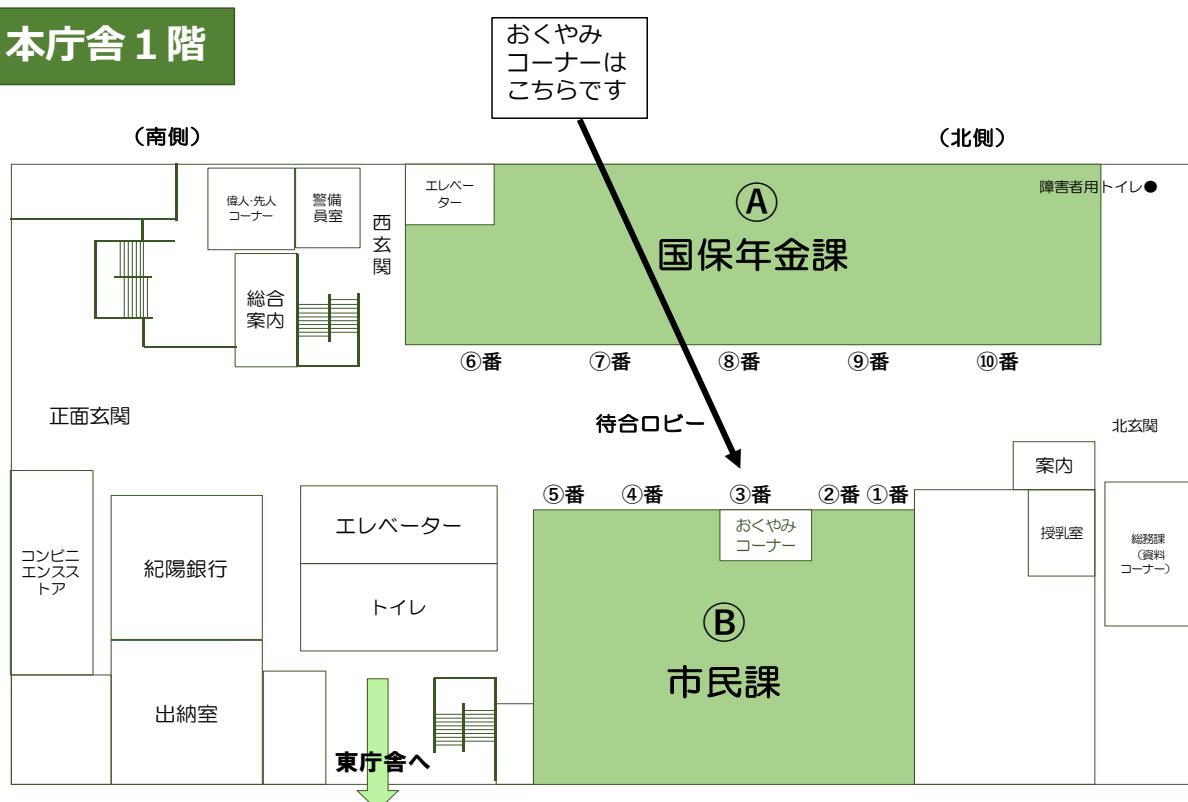
▶祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。

«お問い合わせ先»

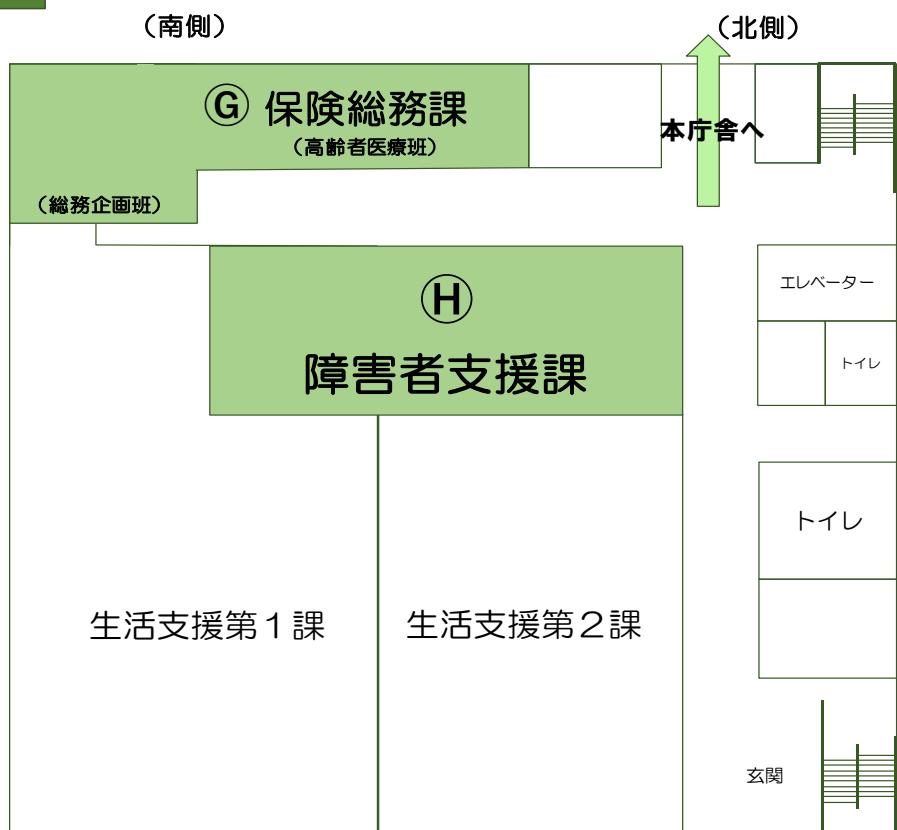
和歌山市市民相談センター 和歌山市役所本庁舎2階 市民自治振興課内/17ページ⑩ Tel 073-435-1025

市役所本庁舎・東庁舎 1階 フロア案内

本庁舎 1階

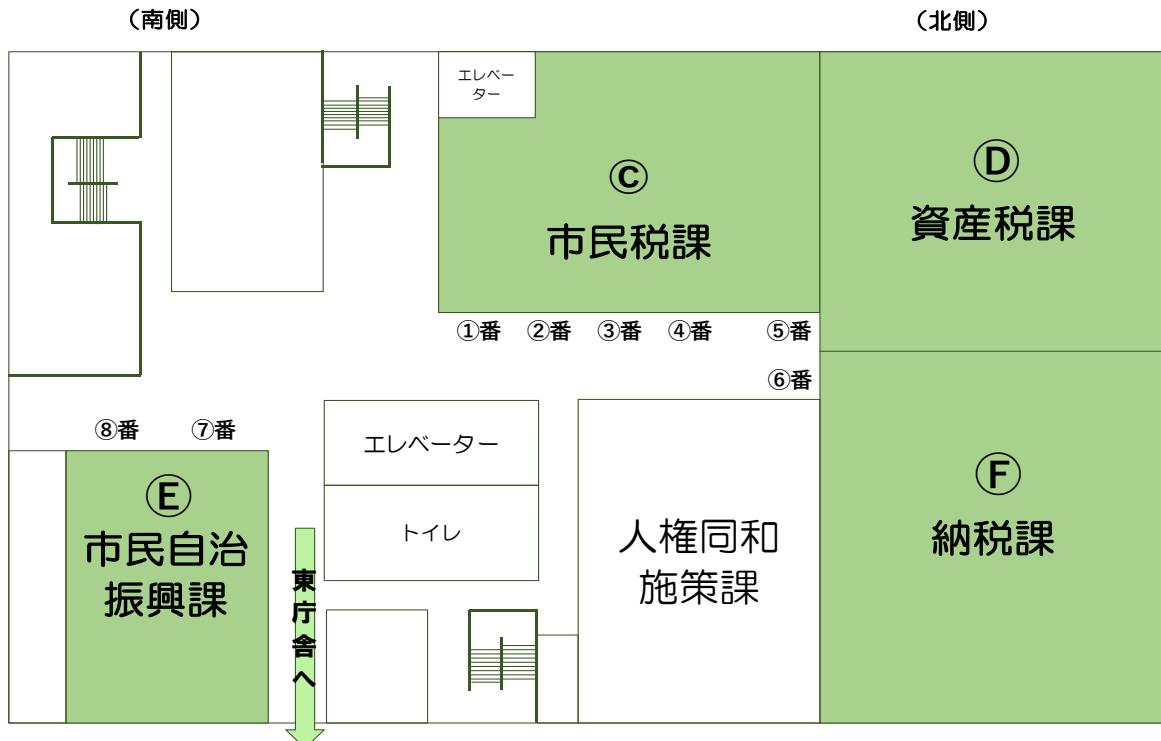


東庁舎 1階

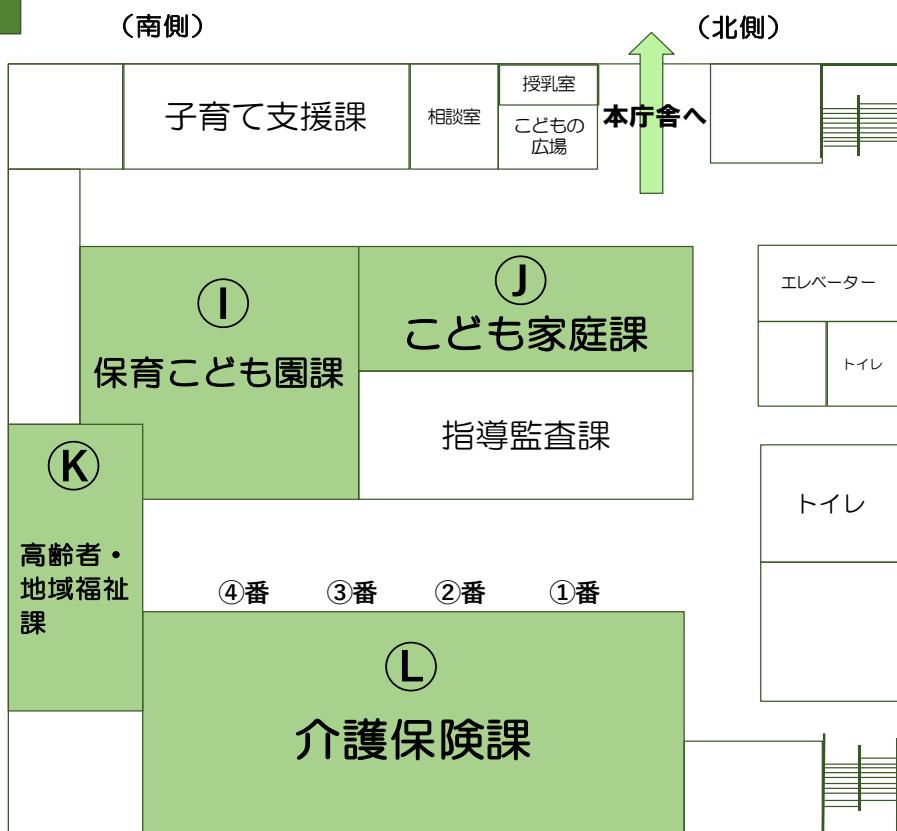


市役所本庁舎・東庁舎2階 フロア案内

本庁舎2階

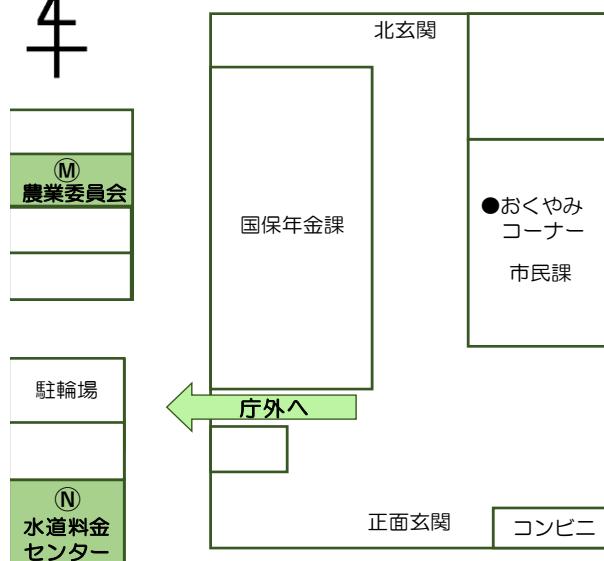


東庁舎2階



庁舎外地図

北
4



④農業委員会事務局

アラスカビル3階

TEL 073-435-1147

⑤水道料金センター

ワイチビル1階

TEL 073-435-1298

北
4



⑥和歌山市保健所

2階保健対策課

・難病対策グループ

TEL 073-488-5116

・こころの医療福祉グループ

TEL 073-488-5163

「おくやみハンドブック」

令和6年5月 発行

編集 和歌山市市民環境局市民部市民課

和歌山市七番丁23番地

TEL 073-432-0001(代表)

